

旭川医科大学将来構想検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学将来構想検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学将来構想検討委員会規程（平成16年旭医大達第10号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学長</li><li>(2) 学長が指名する副学長</li><li>(3) 図書館長</li><li>(4) 各部局責任者</li><li>(5) 事務局長</li><li>(6) <u>事務局企画調整役（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）</u></li><li>(7) その他学長が必要と認めた者 （略）</li></ul> <p>第4条～第10条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学長</li><li>(2) 学長が指名する副学長</li><li>(3) 図書館長</li><li>(4) 各部局責任者</li><li>(5) 事務局長</li><li>(6) <u>事務局次長</u></li><li>(7) その他学長が必要と認めた者 （略）</li></ul> <p>第4条～第10条（略）</p>

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行し、改正後の第3条第1項第6号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和4年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。